

伊都消防組合告示第2/ 号

伊都消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年7月25日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和7年伊都消防組合条例第 号

伊都消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

伊都消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年伊都消防組合条例第2号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、同条第4項中「第15条第1項に規定する要介護者」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、「中「3歳に満たない子の職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削り、「第16条第1項に規定する要介護者」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」に改める。

第15条第1項中、「その他規則で定める者」の次に「（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加え、「支障があるもの」を「支障がある者」に改める。

第16条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊都消防組合条例第3号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において

「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の伊都消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

